

第4章 まちづくりの関連資料

1. 山形県みんなにやさしいまちづくり条例
2. 山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則
3. その他の参考資料

改正

平成19年3月16日条例第28号

平成20年3月21日条例第24号

平成23年10月11日条例第46号

山形県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 県の施策の推進（第6条—第12条）

第3章 生活関連施設の整備（第13条—第21条）

第4章 旅客車両等の整備（第22条・第22条の2）

第5章 住宅の整備（第23条）

第5章の2 特別特定建築物に追加する特定建築物等（第23条の2・第23条の3）

第6章 雑則（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民、事業者及び県それぞれが共通の認識と連携の下に、ユニバーサルデザインの考え方（障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が円滑に生活を営むことができるようにあらかじめ配慮する考え方をいう。）に基づくみんなにやさしいまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めることにより、高齢者、障がい者等及び要配慮者を含むすべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）みんなにやさしいまちづくり 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に施設及びサービスを利用し、並びに情報を取得し、及び利用することができる環境の整備のための措置をいう。
- （2）高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者（障害者基本法第2条第1号に規定する者をいう。）、妊産婦、幼児等で日常生活又は社会生活において身体の機能の支障（一時的なものを含む。）により制限を受ける者をいう。
- （3）要配慮者 高齢者、障がい者等以外の者で言語上の困難その他の理由により日常生活又は社会生活において円滑に行動することに支障があるため配慮を要するものをいう。
- （4）生活関連施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、道路、公園その他の不特定又は多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- （5）特定生活関連施設 生活関連施設のうち、高齢者、障がい者等及び要配慮者が日常生活又は社会生活を営む上で特に重要な施設で規則で定めるものをいう。

(県民の役割)

第3条 県民は、みんなにやさしいまちづくりについて理解を深めるとともに、県及び市町村が実施するみんなにやさしいまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業を行うに当たり、自ら進んでみんなにやさしいまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県及び市町村が実施するみんなにやさしいまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

(県の役割)

第5条 県は、総合的かつ長期的な視点に立って、みんなにやさしいまちづくりに関する施策を実施し、及び当該施策の実施状況を検証するものとする。

第2章 県の施策の推進

(基本方針等)

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、みんなにやさしいまちづくりを推進するものとする。

(1) すべての県民がみんなにやさしいまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に日常生活又は社会生活を営むことができる環境の整備を促進すること。

2 知事は、みんなにやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

3 知事は、推進指針を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、推進指針の変更について準用する。

(啓発活動等)

第7条 県は、みんなにやさしいまちづくりについて、県民の理解を深め、積極的な取組を促進するため、広報活動、学習機会の提供その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する者と連携を図りながら、児童及び生徒がみんなにやさしいまちづくりについて理解を深め、及び思いやりのある心をはぐくむよう、教育の充実に努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 県は、県民及び事業者に対し、みんなにやさしいまちづくりに関する情報の提供を行うものとする。

(ボランティア活動の促進)

第9条 県は、県民がみんなにやさしいまちづくりに関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(移動支援)

第10条 県は、国及び市町村と連携を図りながら、高齢者、障がい者等が外出時の移動を容易にするための手段を確保できるよう、その支援に必要な施策の推進に努めるものとする。

(施設の整備)

第11条 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう整備を進めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、みんなにやさしいまちづくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 生活関連施設の整備

(整備基準)

第13条 知事は、生活関連施設のうち不特定又は多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、便所、歩道その他の部分の構造及び設備の整備について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

(整備基準への適合)

第14条 生活関連施設を設置し、又は管理する者及び生活関連施設の新築、新設、増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（用途の変更をして生活関連施設にすることを含む。以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第15条 知事は、生活関連施設を高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、生活関連施設を設置し、若しくは管理する者又は生活関連施設の新築等をしようとする者に対し、生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(施設の維持保全)

第16条 生活関連施設を設置し、又は管理する者は、当該生活関連施設について、整備基準に適合させた部分の機能を維持するよう努めるものとする。

2 生活関連施設を利用する者は、高齢者、障がい者等による当該生活関連施設の円滑な利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(適合証の交付)

第17条 生活関連施設を設置し、又は管理する者は、当該生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、知事に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る生活関連施設が整備基準に適合していると認めたときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 適合証の交付を受けた者は、当該適合証の交付の対象となった生活関連施設が整備基準に適合しなくなったとき又は当該生活関連施設を設置し、若しくは管理する者でなくなったときは、当該適合証を知事に返還しなければならない。

(新築等の届出)

第18条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、この工事に着手する前に、規則で定めるところにより、新築等をしようとする特定生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た内容を変更しようとする者は、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該変更の内容を知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更該当するときは、この限りでない。

(勧告)

第19条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が前条の規定による届出を行わずにその工事に着手したときは、その者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 知事は、前条の規定による届出を行った者が当該届出の内容と異なる工事をしたと認める場合において、整備基準を勘案して必要と認めるときは、その者に対し、当該届出に係る特定生活関連施設の構造及び設備の整備について必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前条の規定により届出を行った者のうち第15条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなく、当該指導に従わなかったときは、その者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第20条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第21条 知事は、特定生活関連施設を設置し、又は管理する者に対し、第15条及び第19条の規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項について報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、特定生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4章 旅客車両等の整備

(旅客車両等の整備)

第22条 旅客の輸送の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶を所有し、又は管理する者は、当該鉄道の車両、自動車及び船舶について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第22条の2 信号機その他の公共の用に供する工作物のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者は、当該工作物について、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

第5章 住宅の整備

(住宅の整備)

第23条 住宅を供給し、又は提供する事業を行う者は、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用できるよう整備された住宅の供給又は提供に努めるものとする。

第5章の2 特別特定建築物に追加する特定建築物等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第23条の2 法第14条第3項に規定する条例で定める特定建築物は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校とする。

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の建築の規模)

第23条の3 法第14条第3項に規定する条例で定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等

の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げるもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設その他これに類するものを除く。）に限る。）の建築の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計1,000平方メートルとする。

第6章 雑則

（国等の特例）

第24条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第15条及び第18条から第21条までの規定は、適用しない。

2 知事は、生活関連施設について、高齢者、障がい者等及び要配慮者による円滑な利用を確保するため特に必要があると認めるときは、国等に対し、生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項について報告を求めることができる。

（市町村の条例との関係）

第25条 市町村の条例により、高齢者、障がい者等及び要配慮者が生活関連施設を円滑に利用できるようにするための措置的的確な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、規則で定めるところにより、第3章の規定の全部又は一部を適用しない。

（委任）

第26条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1章（第2条第3号及び第4号を除く。）及び第2章の規定は、公布の日から施行する。

2 第18条第1項の規定は、平成12年5月1日前に特定生活関連施設の新築等の工事に着手した者については、適用しない。

附 則（平成19年3月16日条例第28号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の次に1章を加える改正規定は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第23条の2及び第23条の3の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に工事に着手した建築物について適用し、同日前に工事に着手した建築物については、なお従前の例による。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成23年10月11日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成19年3月16日規則第16号

平成20年3月21日規則第35号

山形県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成11年10月県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、それぞれ同表の特定生活関連施設の欄に掲げる要件に該当するものとする。

(整備基準)

第4条 条例第13条に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付の請求等)

第5条 条例第17条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（別記様式第1号）に別表第1の生活関連施設の区分に応じて整備基準の事項ごとの適合状況について記載した書面及び別表第3に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定により交付する適合証は、別記様式第2号による。

(新築等の届出)

第6条 条例第18条第1項の規定による新築等（条例第14条に規定する新築等をいう。以下同じ。）の届出は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定生活関連施設新築等届出書（別記様式第3号）に別表第1の生活関連施設の区分に応じて整備基準の事項ごとの適合状況について記載した書面及び別表第3に掲げる図書を添えて行うものとする。

(新築等の変更の届出)

第7条 条例第18条第2項の規定による新築等の変更の届出は、特定生活関連施設変更届出書（別記様式第3号）に別表第1の生活関連施設の区分に応じて当該変更に係る部分の整備基準の事項ごとの適合状況について記載した書面及び当該変更に係る部分に関する別表第3に掲げる図書を添えて行うものとする。

(軽微な変更)

第8条 条例第18条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、整備基準の事項ごとの適合状況に変更をきたさない変更とする。

(公表)

第9条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- (2) 勧告の対象となった特定生活関連施設の名称、所在地その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第20条第1項の規定による公表は、山形県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第21条第2項の証明書は、別記様式第4号による。

(公共工作物)

第10条の2 条例第22条の2の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府、建設省令第3号)第4条第1項第1号に規定する案内標識
- (条例第24条第1項の規則で定める者)

第11条 条例第24条第1項の規則で定める者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(書類の経由等)

第12条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る生活関連施設が所在する市町村の長を経由するものとする。

- 2 前項の書類の部数は、正副2部とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日規則第16号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の別記様式第2号の規定による適合証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による適合証とみなす。
- 3 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号(その1)から別記様式第4号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

別表第1

区 分	生 活 関 連 施 設		特定生活関連施設	
建 築 物	1	医療施設	病院、診療所、助産所その他これらに類するもの	収容施設があるもの
	2	興行施設	劇場、観覧場、映画館その他これらに類するもの	当該生活関連施設の用途に供する建築物又は建築物の部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が、1,000平方メートル以上のもの
	3	集会施設	公民館、集会場、公会堂その他これらに類するもの	すべてのもの
	4	展示施設	展示場その他これらに類するもの	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
	5	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
	6	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
	7	社会福祉施設等	老人福祉施設、老人保健施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべてのもの
	8	体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類するもの	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
	9	遊興施設	遊技場、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
	10	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	すべてのもの
	11	公衆浴場	公衆浴場	用途面積が500平方メートル以上のもの
	12	飲食店	飲食店	用途面積が500平方メートル以上のもの
	13	サービス業を営む店舗等	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、法律事務所、給油所その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
	14	車両の停車場又は航空機若しくは船舶の発着場（以下「停車場等」という。）	停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの
	15	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
	16	公衆便所	公衆便所	すべてのもの
	17	官公庁の庁舎	国又は地方公共団体の庁舎	すべてのもの
	18	学校等	学校、自動車教習所その他これらに類するもの	すべてのもの

	19 共同住宅等	共同住宅及び寄宿舎	戸数（寄宿舎にあっては、室数）が50を超えるもの
	20 工場等	工場その他これらに類するもので見学施設を有するもの	見学施設の用途に供する部分の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
	21 火葬場	火葬場	すべてのもの
	22 複合施設	1の項から21の項までに掲げるいずれかの施設の用途に供する2以上の部分により構成される施設	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
公共交通機関の施設	停車場等を構成する建築物以外の施設	停車場等を構成する建築物以外の施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの
道 路	道路	道路（自動車のみの用に供するものを除く。）	歩道又は自転車歩行者道を設置するもの
公 園 等	公園等	公園、動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの
駐 車 施 設	駐車施設で建築物以外のもの	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの	当該用途に供する部分の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

別表第2

第1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定又は多数の者が利用する各室(別表第1に規定する宿泊施設の用途に供する施設に設けられる客室にあっては、11の項に定める基準に適合するものに限る。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる前号に定める構造の出入口には、ひさし、車寄せ上屋その他これらに相当するものが設けられていること。</p>
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定又は多数の者が利用する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。</p> <p>この場合において、4の項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>ニ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項第2号に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等(別表第1に規定する学校等及び共同住宅等の廊下等を除く。)には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>ロ こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。</p>

整備項目	整備基準
	<p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。</p>
3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>不特定又は多数の者が利用する階段は、次に定める構造(別表第1に規定する自動車庫に設けるものにあつては、次のイから二までに定める構造)とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ニ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。こと等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ホ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
4 昇降機	<p>(1) 不特定又は多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設(別表第1に規定する学校等及び共同住宅等を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(2) 前号に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>イ かごの床面積は、183平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ヘ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(トに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>
5 便所	<p>(1) 不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。</p>

整備項目	整備基準
	<p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車いす使用者用便房の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 不特定又は多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりを設けた床置式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>
6 駐車場	<p>(1) 不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は7の項第1号から第4号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項第1号から第4号までに定める構造とすること。</p>
7 敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。ただし、その他の方法により除雪、排雪又は融雪の措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項イからニまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、第6号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(5) 建築物（別表第1に規定する自動車車庫、学校等又は共同住宅等の用途に供するものを除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>

整備項目	整備基準
	(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項第5号イからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
8 観覧席又は客席 (以下「観覧席等」という。)を設ける室	(1) 別表第1に規定する興行施設、集会施設又は体育施設の用途に供する施設につき当該用途に供する部分に観覧席等(固定式のものに限る。)を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分(以下「車いす使用者用席」という。)を設けること。 イ 幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。 ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。 ハ 前方又は後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる通路を設けること。 (2) 1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ロ 高低差がある場合においては、2の項第5号イからホまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。 (3) 観覧席等には、難聴者の聴力を補うための装置を設けること。
9 浴室	不特定又は多数の者が利用する浴室(客室の内部の浴室を除く。)を設ける場合においては、次に定める基準に適合する浴室を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。 イ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ロ 脱衣所及び洗い場の出入口には段を設けないこと。 ハ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されている洗い場及び浴槽が設けられていること。 ニ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができる構造とすること。 ホ 床面及び浴槽の床は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げる。
10 更衣室、シャワー室及び洗面所(以下「更衣室等」という。)	不特定又は多数の者が利用する更衣室等(客室の内部の更衣室等を除く。)を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室等を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。 イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されていること。 ロ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができる構造とすること。 ハ 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げる。
11 客室	別表第1に規定する宿泊施設の用途に供する施設には、次に定める基準に適合する客室を1以上設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すりが適切に設置されていること。 ロ 5の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。 ハ 9の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りでない。
12 受付カウンター及び記載台	受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用することができるよう適切な高さとし、かつ、その下部に十分な空間を確保した受付カウンター又は記載台を1以上設けること。

整備項目	整備基準
13 公衆電話設備	公衆電話設備を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話設備を1以上設けること。 イ 公衆電話機を設置するための台は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、適切な高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ロ 難聴者及び視覚障害者の利用に対応した公衆電話機を設けること。
14 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう適切な高さとする。こと。 ロ 視覚障害者の利用に配慮した表示をすること。 ハ 直接地上へ通ずる出入口からロに定める構造の券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に誘導用床材を敷設すること。
15 改札口	改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。 イ 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
16 休憩所	別表第1に規定する公衆便所、学校等及び共同住宅等以外の生活関連施設には、施設を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。
17 授乳及びおむつ替えの場所	別表第1に規定する医療施設及び物品販売業を営む店舗のうち用途面積が3,000平方メートル以上のもの、停車場等のうち1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上あるもの並びに保健所、市町村保健センターその他これらに類するものには、授乳及びおむつ替えをすることができる場所を設けること。
18 案内標示及び非常警報装置(以下「案内標示等」という。)	(1) 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が円滑に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとする。こと。 (2) 非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるものとする。こと。

第2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合においては、第1の項の表15の項に定める構造の改札口を1以上設けること。
2 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、第1の項の表3の項に定める構造に準じた構造とする。こと。 (3) 1の項に定める構造の改札口から一の乗降場に至るすべての通路等に高低差がある場合においては、当該通路等のうち1以上の通路等に第1の項の表2の項第5号に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設ける。こと。 (4) 改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ1以上の通路等に誘導用床材を敷設する。こと。
3 昇降機	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上ある停車場等の1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所第1の項の表4の項第2号に定める構造に準じた構造のエレベーターを設ける。こと。
4 乗降場	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。 (2) 両端には、落下を防止するためのさくを設ける。こと。 (3) 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。こと。

整備項目	整備基準
5 便所	不特定又は多数の人が使用する便所を設ける場合においては、第1の項の表5の項に定める基準に適合する便所とすること。
6 案内標示等	案内標示等を設ける場合においては、第1の項の表18の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。

第3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、歩道にあつては2メートル以上、自転車歩行者道にあつては3メートル以上とすること。</p> <p>ロ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。</p> <p>ハ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ふたを設けること。</p> <p>ニ 横断歩道及び歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ部は、高齢者、障害者等の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>ホ 周辺の生活関連施設の設置状況に応じて、視覚障害者を誘導するためのブロック(周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものに限る。以下「誘導用ブロック」という。)及び視覚障害者の注意を喚起するためのブロック(周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。以下「注意喚起用ブロック」という。)を敷設すること。</p> <p>ヘ 周辺の生活関連施設の設置状況及び利用状況に応じて、積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。</p>
2 横断歩道橋及び地下横断歩道(以下「立体横断施設」とい	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ハ 階段及び傾斜路並びにそれらの踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ニ 周辺の生活関連施設の設置状況に応じて、誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを適切に敷設すること。</p>

第4 公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、第1の項の表3の項に定める構造に準じた構造とするとともに、ニに定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ニ 出入口に傾斜路を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) こう配は、85パーセント以下とすること。</p> <p>(ハ) こう配が3パーセント以上である部分がある場合にあつては、踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けて当該部分が50メートルを超えて連続しないようにすること。</p>

整備項目	整備基準
	<p>(ニ) 手すりを設けること。</p> <p>(ホ) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(ヘ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(ト) 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、注意喚起用ブロックを敷設すること。</p> <p>ホ 車止めのさくを設ける場合においては、当該さくは、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>ロ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ こう配は、4パーセント(地形の状況等によりやむを得ない場合にあっては、8.5パーセント)以下とすること。</p> <p>ニ こう配が3パーセント以上である部分がある場合にあっては、踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けて当該部分が50メートルを超えて連続しないようにすること。</p> <p>ホ 排水溝を設ける場合においては、車いす使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>ヘ 段を設ける場合においては、第1の項の表3の項に定める構造に準じた構造とするとともに、1の項ニに定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ト 誘導用ブロックを適切に敷設すること。</p>
3 便所	不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、第1の項の表5の項に定める基準に適合する便所とすること。
4 駐車場	不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、第1の項の表6の項に定める基準に適合する駐車場とすること。
5 案内標示等	案内標示等を設ける場合においては、第1の項の表18の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。
6 ベンチ	公園等を利用する者の休憩の用に供するためのベンチを適切な位置に設けること。
7 附帯設備	野外卓、水飲み器、自動販売機、公衆電話設備、券売機その他の設備を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

第5 駐車施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。)のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 前号に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 第1号に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路は、第1の項の表7の項第1号から第4号までに定める構造とすること。</p>

別表第3

区 分	添 付 図 書	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに駐車場その他の別表第2に掲げる整備項目（以下「整備項目」という。）に係る部分の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、廊下その他の整備項目に係る部分の位置及び寸法
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物の位置及び改札口その他の整備項目に係る部分の位置
	各階平面図	縮尺、方位、床の高低並びに改札口、通路等、乗降場その他の整備項目に係る部分の位置及び寸法
道 路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道等の位置及び幅員並びに立体横断施設 の位置
公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並び に出入口、園路その他の整備項目に係る部分の位置及び寸法
駐車施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低並びに出入口、通路及び車い す使用者用駐車施設の位置及び寸法

別記

様式第1号

適合証交付請求書

年 月 日

山形県知事 殿

請求者 住 所

氏 名

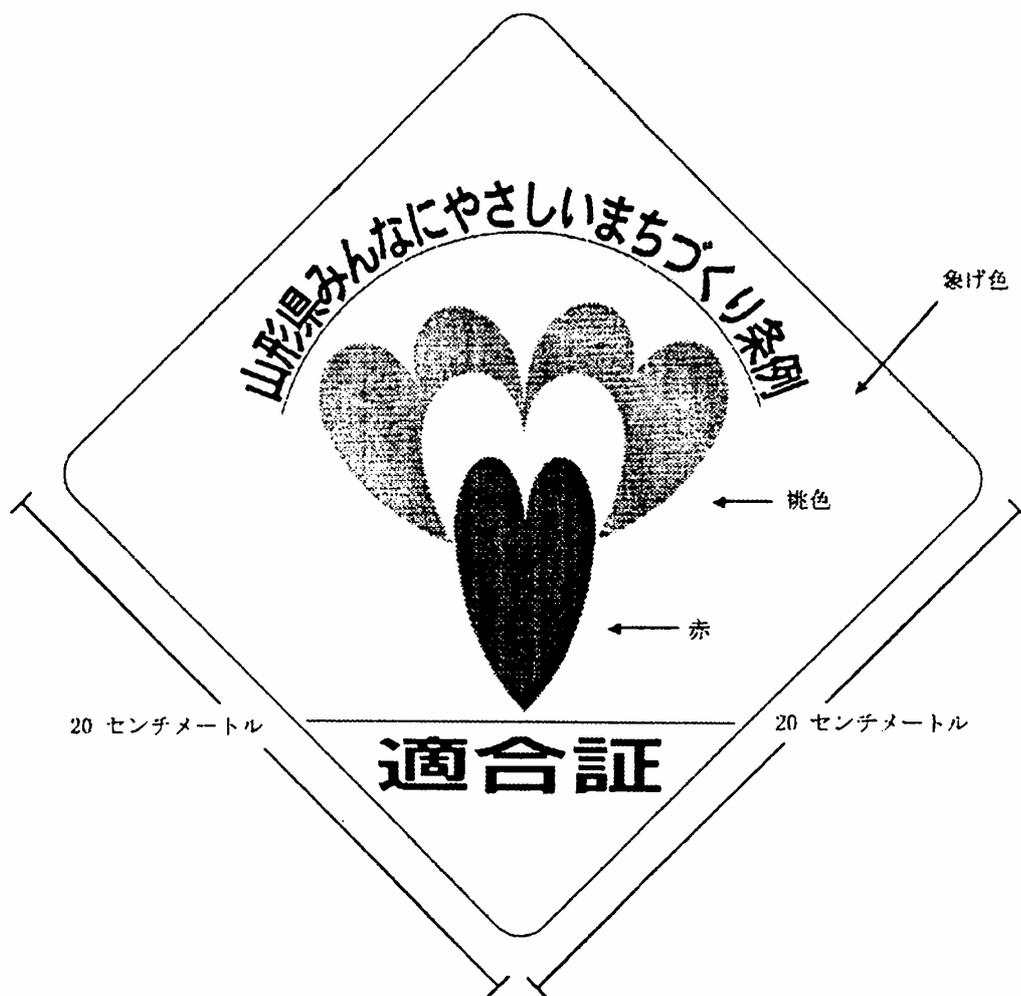
㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形県みんなにやさしいまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

施設の名称				
施設の所在地				
主要用途				
規 模	用途（敷地） 面 積	平方メ ートル	延べ床面積（建築物 に限る。）	平方メ ートル
連 絡 先	住 所			
	氏 名		電話番号	

(注) 山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則第5条第1項に規定する書類を添付すること。



特定生活関連施設新築等（変更）届出書

平成 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形県みんなにやさしいまちづくり条例第18条第1項（第2項）の規定により、次の特定生活関連施設（建築物）の新築等（変更）について届け出ます。

施設の名称					
施設の所在地					
主要用途					
工事の種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更				
構造・階数	造・地上 階 地下 階				
規 模	敷地面積 平方メートル				
			新築等の部分	その他の部分	合計
	延べ床面積		m ²	m ²	m ²
	内		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	訳		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
戸（室）数 戸（室）					
工事着手予定 年 月 日	平成 年 月 日	工事完了予定 年 月 日	平成 年 月 日		
連 絡 先	住 所	〒			
	氏 名		電話番号		

- （注）1 山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則第6条又は第7条に規定する書類を添付すること。
 2 「工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「規模」の欄の「内訳」は、複合施設に係る届出の場合に用途別に記入すること。
 4 「規模」の欄の「戸（室）数」は、主要用途が共同住宅又は寄宿舍である場合に記入すること。

特定生活関連施設新築等（変更）届出書

平成 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形県みんなにやさしいまちづくり条例第18条第1項（第2項）の規定により、次の特定生活関連施設（建築物以外のもの）の新築等（変更）について届け出ます。

施設の名称			
施設の所在地			
区 分	公共交通機関の施設・道路・公園等・駐車施設		
工事の種別	新設・改修・用途変更		
規 模			
工事着手予定 年 月 日	平成 年 月 日	工事完了予定 年 月 日	平成 年 月 日
連 絡 先	住 所	〒	
	氏 名		電話番号

- (注) 1 山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則第6条又は第7条に規定する書類を添付すること。
- 2 「区分」及び「工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「規模」の欄は、道路にあつては延長距離を、その他のものにあつては用途面積を記入すること。

(表面)

第	号	
身 分 証 明 書		
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、山形県みんなにやさしいまちづくり条例第 21 条第 1 項に規定する 立入調査をする職員であることを証明する。		
年	月	日
山形県知事 氏		名 印

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

(裏面)

山形県みんなにやさしいまちづくり条例（抜粋）	
（報告の徴収及び立入調査）	
第 21 条 知事は、特定生活関連施設を設置し、又は管理する者に対し、第 15 条及び第 19 条の規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項について報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、特定生活関連施設の構造及び設備の整備に関する事項について調査させることができる。	
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

3. その他の参考資料

1. 車いすの形状・寸法

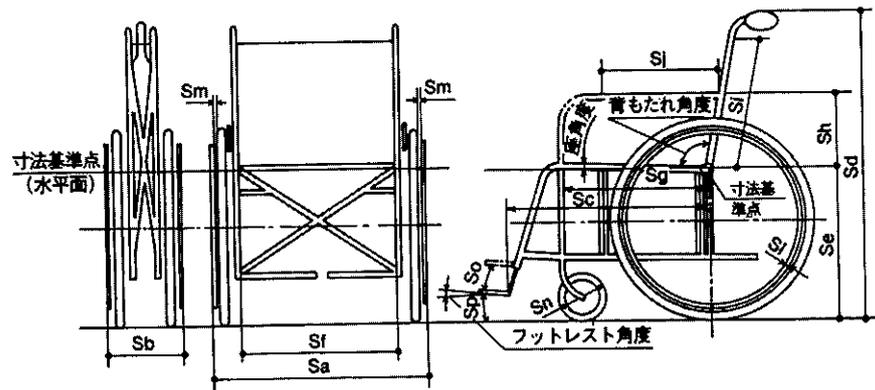
車いすの寸法は、JIS T9201 (車いす) に規定されている。

〈参考〉

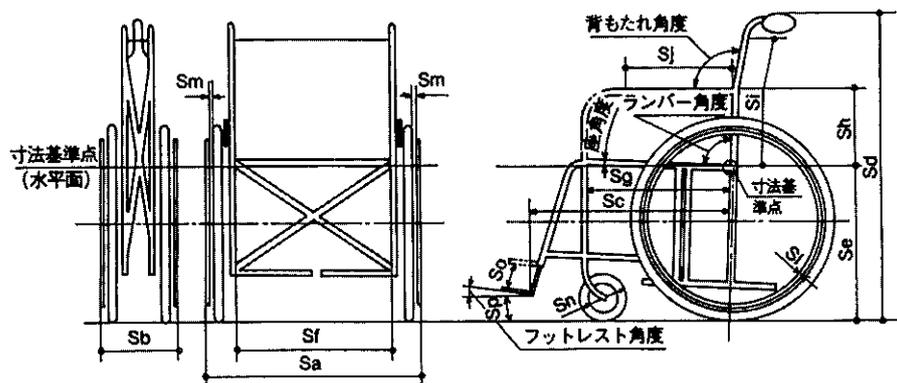
(1)特注品の寸法は、一般にJIS規格より小さい傾向にある。

(2)キャスター幅より溝幅の方が大きいと、キャスターは溝に落下するが、キャスターがゴム製であるのと接地面がUのようになっているので実際は11mm程度の溝幅でも落輪することもある。

●ダブルブレース形



●シングルブレース形

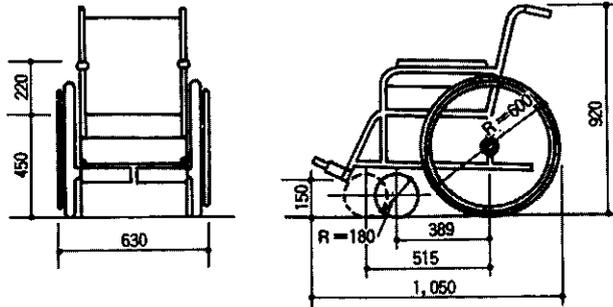


2. 車いすの種類

単位：mm

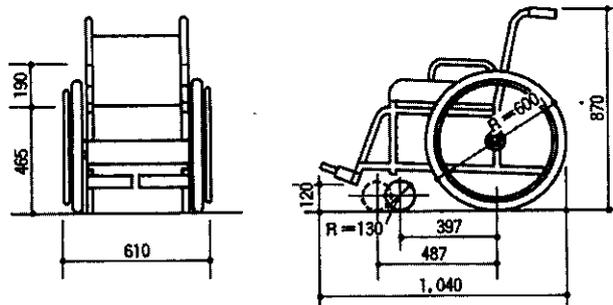
JIS大型

横幅、前後幅共に広い



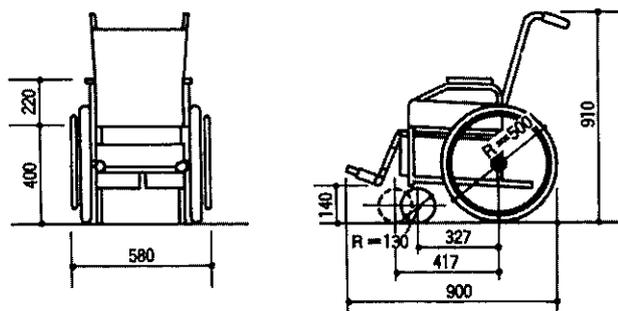
スポーツ型

前輪が小型でアームが低く、バックしている



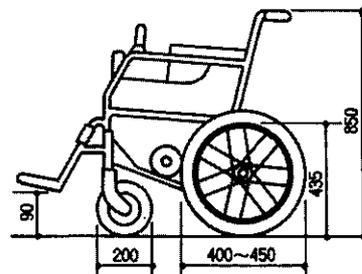
JIS中型相当

横幅、前後幅がせまく、機動的



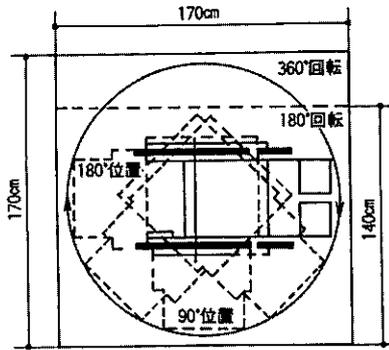
電動車いす

JIS T9203（電動車いす）に合格するものが各メーカーから製品化されてきている。上肢健全者が操作する車いすに比較して登板能力に優れている。遊動輪を用いてかなりの段差を乗り越えられるものがある。



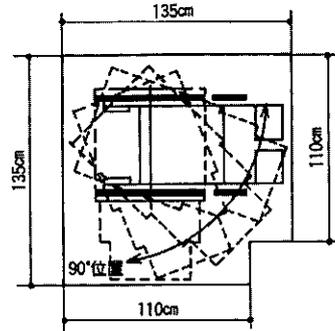
3. 車いすの回転寸法

車いす中心に180°、360°回転に必要な最小寸法
 固定した軸を中心に180°、360°回転するのに必要な最小空間

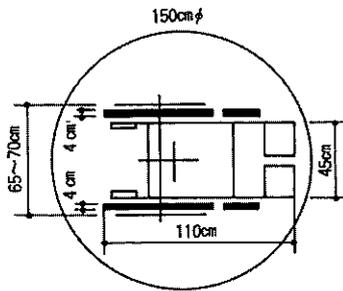


90°方向転換に必要な最小寸法

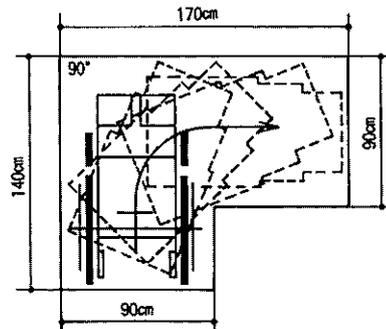
非常に巧みであるか、非常に時間をかけてよければ90°回転後、車いすを側壁にもどし、これからまた、90°回転することにより合計180°回転が可能である。



回転に必要な最小寸法



90°角通過に必要な最小寸法

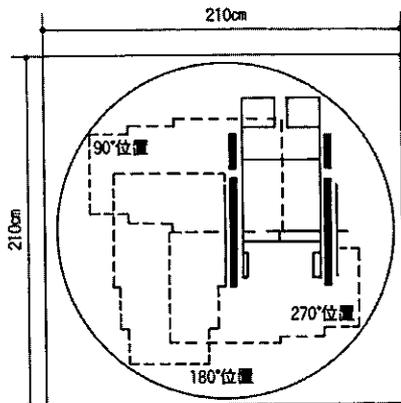


片側の車輪を中心に360°回転に必要な最小寸法

片まひ用車いす（電動いす最小空間）

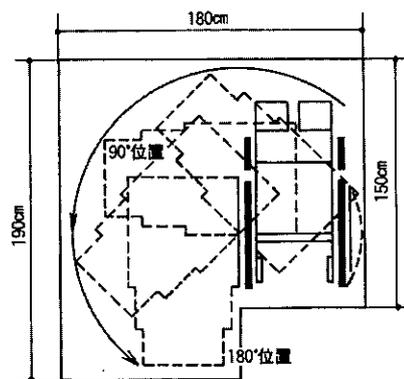
90°回転 最小 150×180cm

180°回転 最小 180×190cm

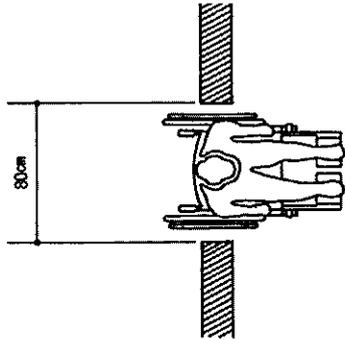


180°方向転換に必要な最小寸法

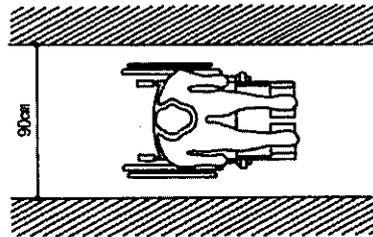
片まひ用車いす（電動いす最小空間）



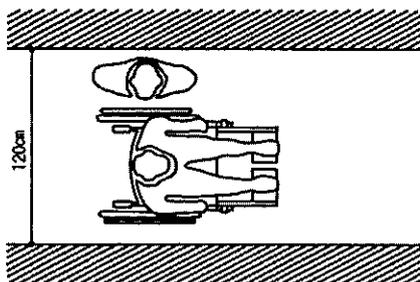
4. 車いすの通行スペース



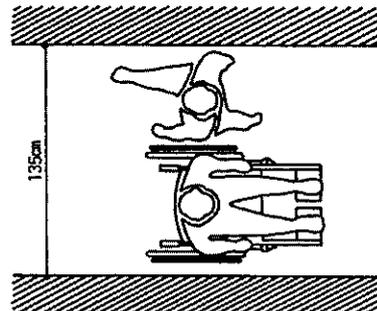
① 通過



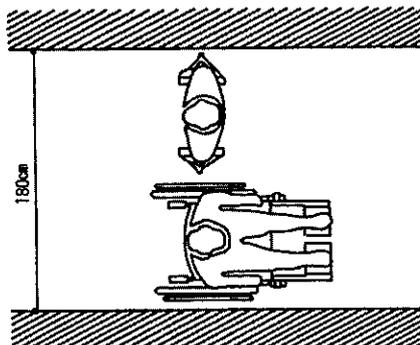
② 車いす使用者の通行



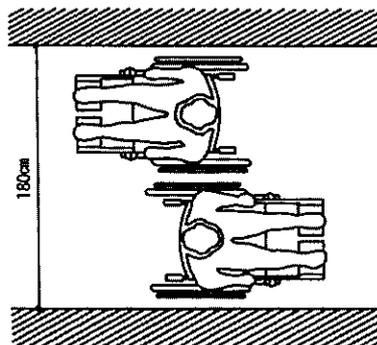
③ 車いす使用者と横向きの人
(健常者)とのすれ違い



④ 車いす使用者と人(健常者)
とのすれ違い



⑤ 車いす使用者と松葉杖使用者
とのすれ違い

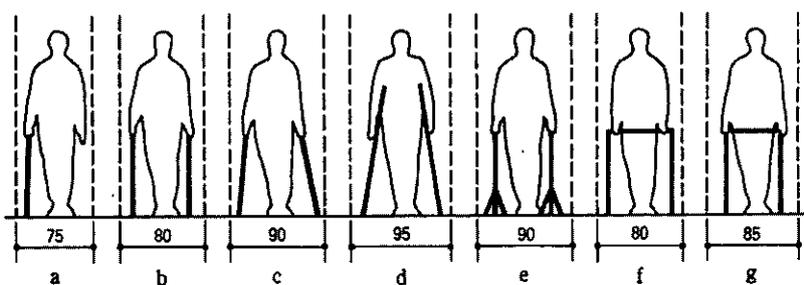
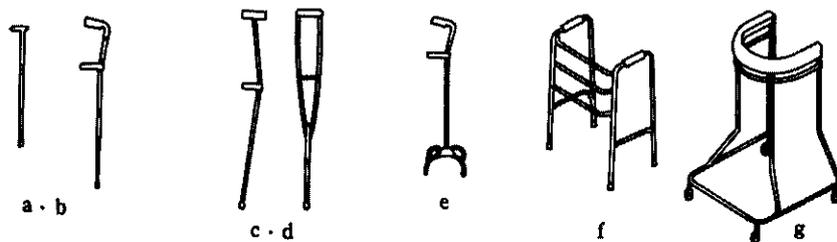


⑥ 車いす使用者同士のすれ違い

5. 杖使用者の行動スペース

●杖の種類と歩行幅

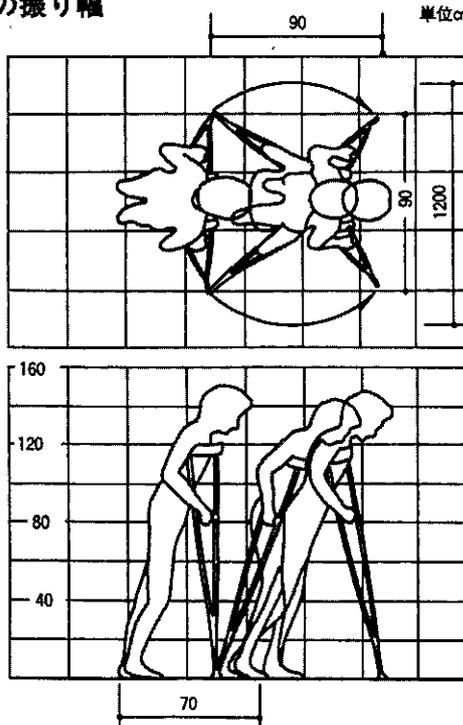
単位cm



- | | | |
|---------------|--------------------------------------|------------------|
| a. 簡易歩行補助杖 | d. 松葉杖、カナディアンクラッチ、
アンダーアーム・クラッチほか | f. 歩行器 |
| b. 同上2本 | e. 多点歩行補助杖 | g. キャスター
付歩行器 |
| c. ロフトランドクラッチ | | |

●二本杖使用者の歩行時の振り幅

単位cm



6. 案内・誘導サイン

- 案内や誘導標示は高齢者や障害者が分かりやすいよう標示の大きさ、デザイン設置場所、標示の高さなどに十分に配慮する必要がある。
そのため、文字による標示だけでなく、下記のようなピクトグラム（絵文字）を活用したサインによる標示が有効である。

■標示サイン（ピクトグラム）の例

